

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑 地 の 名 称	施 設 番 号	面 積 (㎡)		増 減 面 積
		変更前	変更後	
事務所南側緑地	リ－１	1,200	1,200	±0
工場北側緑地	リ－２	1,000	1,000	±0
工場東側緑地	リ－３	800	800	±0
工場西側緑地	リ－４	0	300	+300
緑 地 面 積 の 合 計		3,000	3,300	+300
緑地以外の環境施設の名称	施 設 番 号	面 積 (㎡)		増 減 面 積
		変更前	変更後	
デニスコート	カー１	500	500	±0
緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		500	500	±0
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		3,500	3,800	+300

2 環境施設の配置

敷地周辺部に配置する環境施設の各施設番号		リ－１、リ－２、リ－３、リ－４
敷地周辺部に配置する環境施設の面積の合計		3,300㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係		

備考 1. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
2. その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー１」とあるのは、緑地にあつては「リ－１」と緑地以外の環境施設にあつては「カー１」と読み替えるものとする。

- ・「緑地の名称」「緑地以外の環境施設の名称」欄
記載例のように、具体的に記載する。
- ・「施設番号」欄
区画ごとに緑地の設置場所をリ－1(緑地以外の環境施設にあつては「カー１」)から始まる一連番号で記載する。
- ・「面積」欄
原則として、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つの単位として取扱う。
- ・「増減面積」欄
各施設ごとの増減面積を記載する。

緑地とは・・・(工場立地法施行規則第3条)

1. 樹木が生育する10㎡を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと相当であると認められるもの。
 - イ 10㎡当り高木(成木に達した時の樹高が4m以上の樹木をいう。)が1本以上あること
 - ロ 20㎡当り高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木を言う。以下同じ。)が20本以上あること。

2. 低木又は芝その他の地被植物(除草などの手入れがなされているものに限る。)で、表面が被われている10㎡を超える土地又は建築物屋上等緑化施設

緑地以外の環境施設とは・・・(工場立地法施行規則第4条)

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの。(駐車場、体育館、クラブハウス等は含まれない。また、広場等については公園的なものとする。